

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務における
特定業務委託共同企業体の取扱いについて

1 目的

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託契約に関し、調理及び配送業務において、特定業務委託共同企業体により確実かつ円滑に業務を履行すること、及び適正な競争を図ることを目的として2事業者により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）を委託契約の相手方とする場合の取り扱いについて、富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）、同仕様書、関係法令及び富士宮市契約規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 対象業務

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務

3 共同企業体の参加要件

委託業者を選定するプロポーザルに参加できる共同企業体は、次の要件をすべて満たすものとする。また、プロポーザル応募申し込みから契約締結までの間に、共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）のいずれかが富士宮市から指名停止の措置を受けた時は、当該資格を喪失するものとする。

- (1) 共同企業体の結成方法は、事業者の自主的な結成によるものとする。
- (2) 構成員は、学校給食センターにおける調理業務を担当する構成員（以下「調理業務担当構成員」という。）及び配送業務を担当する構成員（以下「配送業務担当構成員」という。）の2事業者であること。
- (3) 構成員は、富士宮市契約規則第4条に定める、一般競争入札参加資格登録されている業者の組合せであること。
- (4) 配送業務担当構成員は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有していること。
- (5) 配送業務担当構成員は、「緑ナンバー」の配送車を学校給食センターに常駐できること。
- (6) 配送業務担当構成員は、平成28年4月1日以後に食品配送業務にかかる受託実績を有していること。
- (7) 共同企業体の代表者は、調理業務担当構成員とすること。また、その出資比率は50%を下回らないこと。
- (8) 本業務において、同一の事業者が2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

4 参加手続

(1) 提出書類

- ① 共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書
- ② 共同企業体協定書
- ③ 委任状
- ④ 使用印鑑届

- ⑤ 共同企業体編成表
- ⑥ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可の写し

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

応募資格審査申請書（様式第1号）ほかの提出書類とともに、「プロポーザル応募資格申請書」と明記した封筒に入れ、持参または郵送（書留）すること。ただし、郵送する場合は、前述の提出期限までに必着すること。

(4) 提出先

〒418-0112 静岡県富士宮市北山5186番地の1

富士宮市教育委員会 富士宮市立学校給食センター（以下「事務局」という。）

TEL 0544-59-2131 FAX 0544-58-8311

5 応募資格審査結果の通知

応募資格審査申請書（様式第1号）ほかの提出書類に基づき参加資格の審査を行い、結果（資格の承認又は非承認を含む）の通知を、応募者のうち共同企業体の代表者に対して、令和8年5月28日（木）にプロポーザル参加資格結果通知書（様式第3号）を郵送またはメールにて交付する。

6 有効期間

(1) 参加資格を有する共同企業体の有効期間は、区分に応じて次のとおりとする。

① 委託契約の相手方となった共同企業体

プロポーザル参加資格審査結果通知書が送達された日（以下「送達日」という。）から本業務委託の完了の日から起算して3月を経過する日まで。

② 委託契約の相手方とならなかった共同企業体

送達日から本業務委託の契約が締結された日まで。

(2) 前項①の共同企業体の構成員は、有効期間が経過した場合においても、本業務委託に係る瑕疵等について連帯してその責を負うものとする。

7 委託契約に基づく行為

本業務にかかる契約、監督、委託料等の支払い等の本業務契約に基づく行為については、共同企業体の代表者をその相手方とする。

〈添付様式〉

- ・ 共同企業体プロポーザル参加資格申請書
- ・ 共同企業体協定書
- ・ 使用印鑑届
- ・ 委任状

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務における
特定業務委託共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書

令和 年 月 日

富士宮市長 宛

申請者 共同企業体の名称

住 所
共同企業体代表者 名 称
(調理担当) 代表者

住 所
構成員 名 称
(配送担当) 代表者

今般、連帯責任によって富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託の履行に当たり、特定業務委託共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加資格審査申請いたします。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 富士宮市発注に係る富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託（以下「業務委託」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

調理業務担当

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号 〇〇〇〇〇〇株式会社

配送業務担当

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号 〇〇〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、調理業務担当の〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の業務に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇〇 〇〇パーセント

〇〇〇〇〇〇 〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(構成員の責任)

第9条 当企業体の構成員は、業務委託の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

る。

(取引金融機関)

第10条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇〇〇〇とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することはできない。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうち調理業務担当が業務委託途中において破産又は解散した場合においては当企業体を解散するものとする。

2 構成員のうち配送業務担当が業務委託途中において破産又は解散した場合においては調理業務担当が配送業務担当者を責任を持って手配し、富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務における特定業務委託共同企業体の取扱について従い必要書類を提出し富士宮市の承認を得ること。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、構成員同士の協議において定めるものとする。

〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役

⑩

〇〇〇〇〇〇〇〇

代表取締役

⑩

委 任 状

令和 年 月 日

富士宮市長 宛

特定業務委託共同企業体の名称

富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託共同企業体

委任者

共同企業体の構成員

住所

商号又は名称

代表者名

印（代表者印）

電話番号 () -

FAX () -

下記の者を代理人と定め、富士宮市立学校給食センター調理及び配送業務委託における次に掲げる行為の一切の権限を委任する。

委任事項

- 1 特定業務委託共同企業体結成に関する一切の権限
- 2 見積り、入札に関する一切の権限
- 3 業務委託契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 4 業務委託代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 5 その他上記に付随する一切の権限

受任者

共同企業体の代表者

住所

商号又は名称

代表者名

印（代表者印）

電話番号 () -

FAX () -

使 用 印 鑑 届

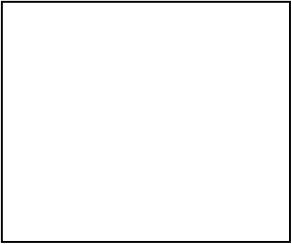
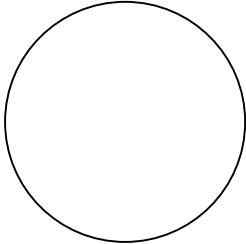
(あて先) 富士宮市長

申請者 共同企業体の名称
住 所
共同企業体代表者 名 称
代表者

①
(代表者印)

下記の印鑑を、次の行為に対して使用します。

- 1 契約の締結に関すること。
- 2 入札保証金及び契約保証金の納付、還付請求及び受領に関すること。

	
使用印 (印)	使用印 (代表者印)

特定業務委託共同企業体編成



(注)

- 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、役職名等も記入例である。
- 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。